

米政策改革大綱が決まる

16年度に生産数量配分方式へ移行、20年度から新たな需給システムへ

米の生産調整は、国民の生活の多様化と米消費量の減退を背景に、昭和四十六年からこれまで七次にわたる対策が実施されてきました。しかしながら、米の消費量は予測よりも減少し続け、現在では生産調整面積規模を一〇〇万ヘクタールを超えるまでに拡大。しかし一向に米価の安定は図られず、低落傾向に歯止めがかからない現状にあります。

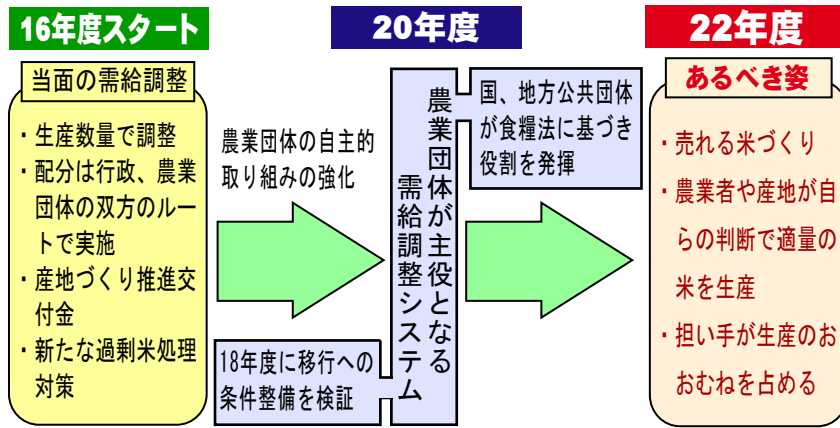
閉塞感のある現行制度の抜本的な見直しを行うため昨年一月、食糧庁に「生産調整に関する研究会」を設置。約一年間にわたる論議から「米づくりの本来あるべき姿への実現」などの米政策改革のとりまとめを行い、十一月末に答申を行いました。

この答申を踏まえ、農林水産省（以下「農水省」）は十二月三日、「あるべき姿」の実現目標を平成二十二年度（二〇一〇年度）に設定した「米政策改革大綱」を決定し、平成十六年度から改革プログラムをスタートすることとしました。

大綱には、水田農業経営の安定発展や水田の利活用の促進等による自給率向上、施策への重点化・集中化を図るとともに、過剰米に関連する政策経費の縮減が可能となるような政策を行うべく、国民的な観点（消費者・市場重視）に立った大転換を図り、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を行うとしています。

改革プログラムのスタートとして、十六年度（二〇〇四年度）から三十年以上続いてきた「生産調整面積」の配分から「生産数量」による配分方式に改められます。目標数量の設定は、農水省が第三者機関の助言を得て需要予測を立てて行うとされています。その年の豊作分処理については翌年の目標数量から減少させることを基本として、過剰米短期融資制度（新設）で過剰処理分を補正します。生産数量の目標は、行政・農業者団体の両ルートで配分するとされています。農業者に対しての配分は「目標生産数量」と併せて「作付目標面積」を配分することになり、その実行確認は面積により行うとされています。この場合の面積に換算する単収は、地域ごとの実態に合わせて設定するとされています。助成制度については、地域の多様な取り組みに応えられるように、全国一律方式を転換し、対策期間中安定した一定の交付額により水田農業の産地づくりを進めながら、米価の下落対策を柔軟に実施する「産地づくり推進交付金」を創設するとあります。

米政策改革大綱に描かれたあるべき姿への移行ステップ



そして二十年度（二〇〇八年度）からは農業者・農業者団体が主役となる新たな需給調整システムを、国と連携して構築することとし、このシステムにおける国及び地方公共団体の役割を、食糧法上に明確に位置付けるとしています。

農林水産省は、米政策の大転換を方向付ける「米政策改革大綱」を昨年十二月三日に決定。生産調整の制度を平成二〇年度（二〇〇八年度）には農業者や農業者団体が主体となった仕組みへ移行することを柱とし、水田農業経営の安定と発展を図ることを目的としています。大綱では消費者重視、市場重視の需要に合った米づくりが行われる「あるべき姿」の実現を目指すものとなっています。

流通制度の改革と経営政策構造政策の構築

改革プログラムには、流通制度改革及び経営政策、構造政策を構築するとしています。

流通制度の改革事項として、①創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進のため流通制度の改革を行い、安定供給のための自主的取り組みを支援。②実勢に即した価格形成のための米取引の場を育成。③消費者の信頼性回復のため、適正表示の確保措置、トレーサビリティシステム導入等。④消費者の安全性に関する関心に応えるため、安全性確認体制の確立を図る。及び農業者等が行う全国的規模での効率的検査体制の整備。⑤米を主食とする日本型食生活の復権のため、食生活指針の普及、食育の推進等について教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図り、広範囲な国民運動を展開。⑥安定供給のための危機管理体制を体系的に整備する。これにあたり流通業者について届出制の導入等により平常時から幅広く把握できる体制を構築。⑦政府備蓄については百万トンを超す正備蓄水準とし、入札による買い入れ・売り渡しを実施する。としています。

① 経営政策及び構造政策の構築として、集落段階での話し合いを通じ、地域ご